

佐賀県告示第 182 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称、開設者の名称及び事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和 3 年 6 月 25 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

事業所名称		開設者名称		主たる事務所の所在地	事業所所在地	変更年月日	
いずみケア プランサー ビス		有限会社ケア パークあさひ		鳥栖市江島町 1880 番地 1	旧	鳥栖市今 泉町 2446 番地	平成 24 年 6 月 14 日
					新	鳥栖市江 島町 1880 番地 1	
ヘルパース テーション いずみ		有限会社ケア パークあさひ		鳥栖市江島町 1880 番地 1	旧	鳥栖市今 泉町 2446 番地	平成 24 年 6 月 14 日
					新	鳥栖市江 島町 1880 番地 1	
旧	医療法人永江 内科小児科医 院	旧	医療法人 永江内科医 院	佐賀市開成一 丁目 4 番 2 号	佐賀市開成一 丁目 4 番 2 号	平成 30 年 12 月 26 日	
新	ながえ 内科クリニッ ク	新	医療法人 ながえ内 科クリニッ ク				